

## 【風水害対策編】

### 第2章 災害予防計画



## 第1節 災害に強い村づくり

災害に強い村づくりのため、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

### <主な取組み>

- 1 風水害に強い郷土づくり
- 2 風水害に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等  
風水害に強いまちづくりの推進

### 第1 風水害に強い郷土づくり

#### 1 災害に配慮した計画づくり

総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地滑り、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに配慮する。

#### 2 輸送・通信手段の確保

ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の基幹的な輸送・通信手段の確保に努める。

#### 3 安全性の確保等

住宅、学校や病院等の構造物、施設等の安全性に配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

### 第2 風水害に強いまちづくり

#### 1 風水害に強いまちの形成

(1) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項及び情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

(2) 災害時において防災に資する公共施設等の防災拠点の積極的整備を図る。

(3) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(4) 総合的な風水害対策の推進

ア 風水害に強い土地利用の推進

イ 河川、下水道について築堤、川床掘削と魚河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設の推進

ウ 防災調整池の整備、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など保水・湧水機能の確保

エ 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用

の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

オ 土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

カ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急体制の整備の推進

キ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進

## 2 風水害に対する建築物等の安全性

(1) 不特定多数が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者施設等について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

(2) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進する。

ア 強風による落下物の防止対策を図る。

イ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

## 3 ライフライン施設等の機能確保

ライフラインの被災は、安否確認・住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の風水害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化等による代替性の確保を図る。

## 4 危険物施設等の安全確保

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

## 5 災害応急対策等への備え

風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

## 第2節 災害発生事前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報の発表及び伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### <主な取組み>

- 1 村民に対する情報の発表及び伝達体制を整備する。
- 2 避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第1 情報伝達体制の整備

気象警報、注意報等の伝達は、円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図るとともに、次節の「情報の収集・連絡体制計画」によりハード面での整備も推進する。

また、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係機関の協力を得つつ、Ｌアラート、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

### 第2 避難誘導體制の整備

災害により村民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ体制の整備を行う。

- 1 気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- 2 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備を図る。
- 3 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- 5 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- 6 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

第11節「避難収容及び情報提供活動計画」参照

### 第3 災害未然防止活動

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、課長及び施設の管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、日ごろから次のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備
- (5) ダム、水門等の操作マニュアルの作成、人材の育成
- (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害情報等の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素である。よって、正確かつ迅速な情報収集を実施するための体制・方法の整備を図る。

### <主な取組み>

- 1 災害時に有効な情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 災害時の情報通信手段の整備を促進する。

### 第1 情報の収集・連絡及び応援体制の整備

情報の収集は、迅速性、確実性が求められる。村、県及び防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努める。

#### 1 連絡体制

災害情報の収集は、各行政区に災害通報担当者を割り当て、区長等の協力を得て行う。災害通報担当者は、別途定める。

#### 2 情報の内容

- (1) 人命にかかわる情報
- (2) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度等の情報
- (3) 災害の拡大及び二次災害の発生情報に関する情報
- (4) 被害状況に関する情報
- (5) 長野県防災情報システムによる県、関係機関との情報共有、連携強化

#### 3 情報の分析・整理

村及び県は、平常時より自然環境、社会情勢、防災情報等災害関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努め、災害危険性の住民への周知に活かすとともに、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 4 報告の方法等

災害通報担当者は、収集した情報をその時点でもっとも迅速な方法により、総務課長（災害対策本部設置後においては、総務部長）に報告する。

なお、緊急を要する人命にかかわる情報、災害の拡大及び二次災害の発生に関する情報は、直接、消防署等防災関係機関に連絡する。

### 第2 情報通信手段の整備

過去の災害において情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって重要な情報収集・連絡のため、多ルートで確実な情報通信手段を確保する。

- (1) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新
- (2) 非常用電源設備の整備（無線設備や非常用電源設備を耐震性のある安全な場所への設置）
- (3) 衛星携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備
- (4) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等の整備・維持
- (5) 無線電話等の機器の運用方法の習熟
- (6) アマチュア無線局等の協力

### 第3 村民等が異常現象を発見した時の措置

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

#### 1 通報を要する異常現象

##### (1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しく異常な気象現象

##### (2) 水象関係

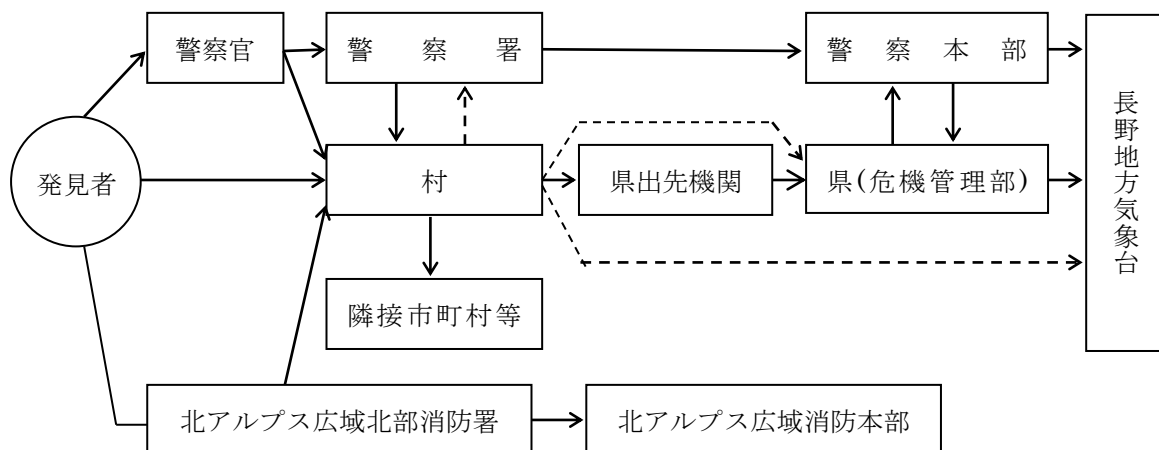
河川や湖沼の水位の異常な上昇

#### 2 異常現象発見時の通報系統

##### (1) 通報系統

通報系統は、下図のとおりとする。

通報系統図



(-----は副系統を示す)

##### (2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、村若しくは警察官、場合によっては北アルプス広域北部消防署に、速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた村あるいは警察官は、(1)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際村は、地域振興局あるいは建設事務所、保健福祉事務所等の県出先機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。

ウ その他の関係機関は、(1)通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

## 第4節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この計画の定めるところにより、その所掌に係る応急対策を速やかに実施するための体制の整備を図る。

### <主な取組み>

- 1 職員の非常参集体制の整備を図る。
- 2 白馬村防災会議を通じて防災関係機関相互の連携強化を図る。
- 3 防災中枢機能等の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第1 職員の非常参集体制の整備

#### 1 課長等の責務

課長等は、毎年4月あるいは人事異動の行われた場合は、非常参集の伝達方法等を定め、職員に周知しておく。

発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段等について検討する。また、勤務時間外においても、迅速な対応が取れる体制の構築を図る。

#### 2 職員の心構え

職員は、報道機関等の災害情報に注意し、次の場合は速やかに職場に参集する。

- (1) 非常参集の命令を受けたとき。
- (2) 村域に重大な災害が発生したと見込まれるとき。

#### 3 応急活動マニュアル等の整備

応急対策活動マニュアル等の整備を図り、これに基づく訓練を実施するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できる仕組みの構築に努める。

### 第2 組織の整備

白馬村防災会議は、災害特性及び地域特性に対応した防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

### 第3 防災中枢機能等の確保

本部となる村庁舎の災害に対する安全性の確保、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保に努める。

庁舎がその機能を果たせないときを想定し、代替施設の確保を図る。

#### 第4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

#### 第5 業務継続性の確保

- 1 災害発生時の応急対策等の実施及び優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するためのBCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保
- 2 実効性ある業務継続体制を確保するための、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等
- 3 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁者が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理

## 第5節 広域相互応援計画

大規模な災害が発生し、本村単独ではその応急対策が十分に果たせない場合に備え、他の市町村と相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応急対策の実施を図る。

### <主な取組み>

- 1 相互応援協定の締結市町村との連携の強化を図る。
- 2 消防間の相互応援協定については、北アルプス広域連合を通じて締結する。
- 3 姉妹都市への自主的応援を実施する。
- 4 備蓄状況等の確認、訓練の実施等、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施を図る。

### 第1 相互応援協定締結自治体との連携の強化

本村では次の4件の相互応援協定を締結している。

今後は、協定先との実務的な協議を重ね、連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。

静岡県河津町（平成8年9月2日協定締結）

県内全市町村（平成23年12月10日協定締結）

和歌山県太地町（平成26年10月28日協定締結）

富山県朝日町（平成27年7月28日協定締結）

協定内容については、次に示す。

#### 1 応援の種類、内容

##### (1) 静岡県河津町、和歌山県太地町、富山県朝日町

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供
- エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- オ 前各号に定めるもののほか、甲乙いずれかからの要請があった事項

##### (2) 県内全市町村

- ア 物資等の提供及びあっせん
  - (ア) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
  - (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等
  - (エ) ごみ、し尿処理のための車両及び施設
  - (オ) 被災者の一時収容のための施設
  - (カ) 火葬場
- イ 人員の派遣
  - (ア) 救護及び応急措置に必要な職員

- (イ) 消防団員
- ウ その他
  - (ア) 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
  - (イ) ボランティアのあっせん
  - (ウ) 児童・生徒の受け入れ
- エ 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## 2 応援要請の手続、方法

応援要請の方法は、次の事項を明らかにし、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材及び物資の種類、品名、数量
- (3) 職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要事項

## 3 経費の負担

応援に要する経費の負担は、職員の派遣に要した費用以外は、原則として応援を要請した村の負担となる。

## 第2 消防間の相互応援協定

### 1 現状

県内13の消防本部により県消防相互応援協定が締結されている。(資料20参照)

### 2 実施計画

- (1) 消防本部が実施する計画  
県消防長会と消防相互応援協定について、必要に応じて見直し等調整を図る。
- (2) 消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

## 第3 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

## 第6節 救助・救急・医療計画

災害により広域的かつ同時多発する救助、救急の要請に対処するため、消防救助隊員、救急隊員の技術向上と、一般村民への応急手当法の普及を図る。

また、この後の医療・助産等についても即応体制が必要であり、総合的に体制の整備を図る。

### <主な取組み>

- 1 救助・救出用資機材の整備
- 2 医療資機材等の備蓄
- 3 地域及び事業所等に対し応急手当普及啓発活動を行う。
- 4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備
- 5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

### 第1 救助・救急用資機材の整備

消防団詰所、公民館、コミュニティ災害拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

### 第2 医療資機材等の備蓄

医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

医薬品等の備蓄は、医薬品取扱業者等の協力を得て行う流通備蓄とJA長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院白馬診療所で行う在庫備蓄により対応する。

#### (1) 備蓄場所

事業所名	岡野薬品(株)	鍋林(株)
所在地	〒390-8501 松本市本庄1-5-14	〒390-8722 松本市双葉8-10
TEL	0263-33-3330	0263-27-6555

#### (2) 備蓄医薬品等

資料25「災害用医薬品の備蓄状況」参照。

### 第3 応急手当指導員、応急手当普及員の養成

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、地域及び事業所等に普及啓

発活動を行う。

#### 第4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

J A長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院白馬診療所は、村内の基幹病院として、また災害時の拠点医療機関として、別途詳細な防災計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期す。又、大北地域の拠点医療機関である。市立大町総合病院との連携体制を整備する。

各種災害に対する点検整備等を常に行い、段階的な施設・設備の整備、特に建物の耐震化に努める。

また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への搬送を行うための体制整備に努めるとともに、市町村の枠を超えた後方医療体制についてあらかじめ近隣市町村と調整を行う。

#### 第5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

(4) 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

## 第7節 消防・水防活動計画

災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等を図る。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等を図る。

### <主な取組み>

- 1 消防計画及び水防計画により、災害による被害の未然防止を図る。
- 2 消防及び水防資機材並びに施設の整備、拡充を図る。
- 3 消防水利の多様化及び適正化を図り整備を促進する。

### 第1 消防活動計画

#### 1 消防力の強化

消防力の基準に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

##### ア 常備消防の増強

常備消防として、1本部、3消防署を設置し、非常備の消防団と相互に協調しつつ有効かつ適切な消防活動を図っている。

今後においては、平常時の火災と平行して、同時多発火災や大規模火災に対応するため、職員の計画的な増員と各消防署への効率的な人員配置と、消防施設・機器の整備拡充を図り総合的な消防体制を確立する。

##### イ 消防資機材の充実強化

火災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団について、消防団総合整備事業等を活用し計画的に施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の強化を図る。また、青年層・女性層等の団員の入団促進を図るとともに、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を消防・水防協力団体として指定し、消防・水防活動の担い手の確保に努める。

#### 2 消防水利の整備

消防水利については、計画的に防火水槽及び消火栓の整備を図っており、今後は、家屋の密集地や消防水利の乏しい地域を中心に、増設並びに整備を図っていく。

なお、災害時には、地盤の変状や水道管の損傷、電源の停止等によって消火栓の機能確保は困難になることが予想されるので、防火水槽、プール、自然水利等の整備を図る。

#### 3 消防団・自主防災組織の活動強化

消防団・自主防災組織等の防災活動については、村民の協力を得て実施しているが、今後とも、資機材の援助、訓練の実態等を通じて、活動をより活発なものとし、火災に備えられるように努める。

#### 4 消防活動の困難路等の解消

道路が狭く屈折している地区、駐車車両の多い地区又は降雨等によって道路周辺の建物や塀等の倒壊、斜面・のり面の崩壊、道路盛土被害等が発生するおそれのある地区では、災害時に消防車両の通行に支障が生じる。

したがって、消防車両のための幹線道路の整備や細街路地区における拡幅、電柱等の埋設化、角切り及び駐車車両の排除などを促進する。

#### 5 防火意識の高揚

火災予防をし、火災から人命を守るためには、火災の発生防止、初期消火、通報、避難等について、村民一人一人の十分な理解を得ることが重要である。

- (1) 村民に火災予防思想を普及させるため関係機関と協力し、毎年春秋実施される火災予防運動に併せ、広報活動を積極的に実施し、更に防火意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等の防火管理者に対して、施設内の整備、点検、訓練をするよう指導し、防火体制の促進強化を図る。
- (3) 高齢化社会の進行による老人世帯の増加等を考慮し、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に添った火災予防指導の徹底に努める。

## 第2 水防活動計画

- (1) 水防倉庫の整備及び資器材の備蓄
- (2) 重要水防区域周辺の木材等使用できる資材の確認
- (3) 農家等における緊急時に使用できる水防資機材の在庫量の把握と協力体制の整備
- (4) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (5) 平常時における河川等水防対象個所の巡視
- (6) 河川ごとの水防工法の検討
- (7) 住民への立退等の指示体制の整備
- (8) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (9) 他の水防団体との相互応援協定の締結
- (10) 洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (11) 要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法
- (12) 水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発のため、年1回水防訓練を実施する。

## 第8節 要配慮者支援計画

災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられるため、村、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、土砂災害や浸水被害が発生する恐れのある地域内に立地する要配慮者施設の避難誘導について重点的に対策を講じる。

### <主な取組み>

- 1 要配慮者支援計画の作成、支援体制計画の構築
- 2 在宅要配慮者対策
- 3 要配慮者利用施設対策
- 4 外国籍村民、外国人旅行者、観光客対策
- 5 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者施設対策

### 第1 要配慮者支援計画の作成

#### 1 要配慮者支援計画の作成

災害時の要配慮者に関する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち、避難行動要支援者については、村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### (1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）及び個別計画の作成に努める。

##### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

(ア) 介護保険における要介護・要支援認定者

(イ) 障がい者

(ウ) 妊産婦及び乳幼児

(エ) 難病患者

(オ) 日本語に不慣れな在住外国人

(カ) その他一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

##### イ 避難支援等関係者

消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等

##### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

エ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化する可能性があることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

オ 村は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、適正な措置を講ずるよう努める。

カ 避難支援等関係者の安全確保

村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

(4) 要配慮者支援計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援の作成に努める。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所等へ移送するため、運送事業所等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努める。

## 第2 在宅要配慮者対策

### 1 緊急通報装置等の整備

村は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

### 2 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

村は、民生児童委員、社会福祉協議会、行政区、ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

### 3 避難行動要支援者以外の要配慮者の名簿の整備

村は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に使用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

### 4 支援協力体制の整備

村は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受け入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

## 第3 要配慮者利用施設対策

### 1 防災設備等の整備

村及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え最低限度の食料、飲料水、医薬品、その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

### 2 組織体制の整備

村及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害等において迅速かつ的確な対応をとるため、あらかじめ緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

### 3 防災教育・防災訓練の実施

村及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の防災についての理解と関心を高めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

### 4 応援体制及び受援体制の整備

村及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付き車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動が出来る体制を整備するよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導するとともに、近隣の同種組織、ホテル等の民間組織等との間で、施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、村は、一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

### 5 医療機関における防災マニュアルの作成

村及び県は、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

### 6 広域的な相互応援及び受援体制の整備

村及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、

医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

#### 第4 外国籍村民、外国人旅行者、観光客対策

##### 1 外国籍村民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍村民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

##### 2 外国籍村民等の状況把握及び支援体制の整備

外国籍村民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍村民等に対する支援体制の整備を図る。

##### 3 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村及び県は、外国籍村民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

##### 4 防災教育・防災訓練の実施

村及び県は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍村民等の参加推進などを通じて、外国籍村民等に対する防災知識の普及を図る。

##### 5 応援体制及び受援体制の整備

村及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

##### 6 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

#### 第5 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者施設対策

村は、土砂災害警戒区域ごと及び浸水想定区域内の施設ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携して災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

震災対策編 第8節に同じ

## 第9節 緊急輸送計画

災害時における負傷者、応急対策用資機材及び要員などの輸送を迅速かつ円滑に実施するため、陸上輸送にヘリコプターによる空輸を加えた総合的な計画とする。

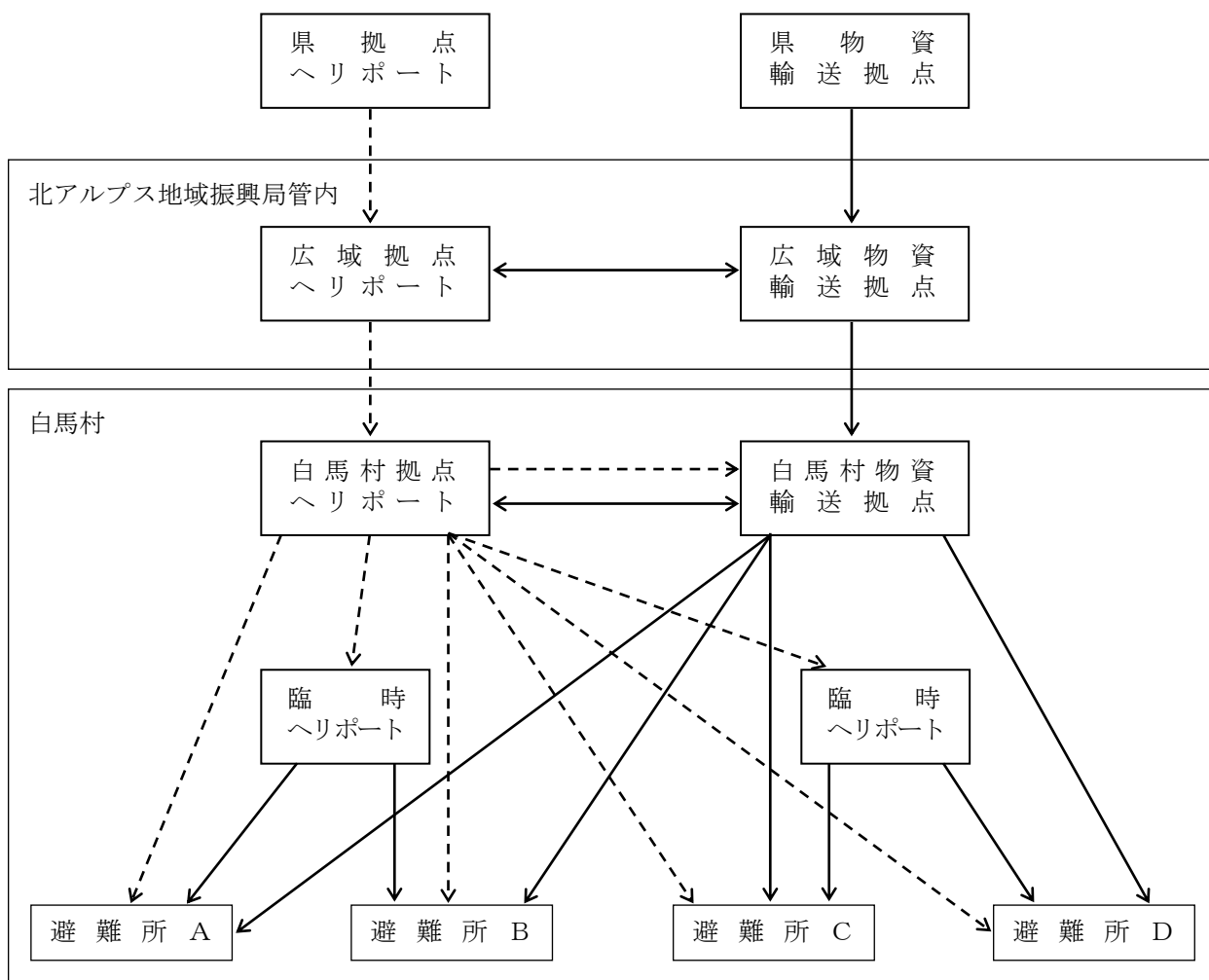
### <主な取組み>

- 1 緊急輸送道路の指定を行い、その確保に努める。
- 2 緊急用ヘリポートの指定を行い、その確保に努める。
- 3 輸送体制の整備を図る。

### 第1 緊急輸送の概念

緊急輸送の概念は、下図のとおりとする。

緊急輸送の概念図



凡 例

————→ 陸上輸送

- - - - -> ヘリによる空輸

## 第2 緊急輸送道路の確保計画

### 1 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。選定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 本村と隣接市村、県指定緊急輸送道路等を接続する幹線道路
- (2) 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- (3) 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路

### 2 緊急輸送道路の確保

次により、緊急輸送道路の確保に努める。

- (1) 国・県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- (2) 建設団体等の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- (3) 放置車両や立ち往生車両等の交通障害については、運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。
- (4) 積極的な都市計画の推進により災害に強い道路幅の確保に努める。

## 第3 緊急用ヘリポートの指定

道路の損傷等により陸上輸送が不可能となる場合に備え、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、次により緊急用ヘリポートを選定する。

避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所を選定する。

### 1 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に利用できるような広さをもった緊急用ヘリポートで、ヘリコプターによる応急活動の拠点となる。

### 2 その他のヘリポート

緊急時に利用可能な場所を臨時ヘリポートとして利用する。

## 第4 輸送体制の整備

県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

- (1) 緊急輸送道路の指定にあたり、交通規制等が円滑に実施できるよう、大町警察署、道路管理者等と事前協議を行う。
- (2) 旅客・貨物輸送機関の協力を得て、応急対策に必要な車両等の確保を行う。
- (3) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- (4) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊

急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

- (5) 物資輸送拠点として、避難所等他の応急活動に支障をきたさない場所で、支援物資を集積、分類して、各避難所等に輸送できるような施設を選定する。

## 第5 緊急通行車両の事前確認

総務課長は、災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる村有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し事前に県公安委員会の確認事務を済ませておく。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用されることから、民間事業者等に対して事前届出制度を周知する。

## 第10節 障害物の処理計画

災害発生時の円滑な応急対策の実施及び被災者が必要最小限の日常生活が可能となるよう障害物の除去を行う。

### <主な取組み>

- 1 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去に努める。
- 2 除去した障害物の集積場所の確保に努める。

### 第1 障害物

- (1) 洪水、土石流等の災害により日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた土石、木竹等
- (2) 河川、道路上の災害応急対策に支障となる木竹、倒壊家屋等

### 第2 障害物の除去方法

#### (1) 実施方法

障害物の除去は、建設団体等の協力を得て、機械力により効率的に実施する。

#### (2) 集積場所

原則として現有施設、村有地を活用する。

一時的に村有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

ア 土石、コンクリート、火山灰等

処理場

イ 流木竹、木質の建築廃材等

一時的に村有の空地等を利用

## 第11節 避難収容活動計画

災害の危険から村民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容に関する計画とする。

### <主な取組み>

- 1 避難計画の策定、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立、情報伝達体制の整備
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び環境整備
- 3 被災者を収容するための応急仮設住宅の供給体制の整備

### 第1 避難計画の策定等

#### 1 避難計画の策定

避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

##### (1) 避難計画の内容

- ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所の対象となる災害の種類
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区等
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への避難経路及び誘導方法
- オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項  
給食措置、給水措置、毛布・寝具等の支給、衣料・日用品の支給、負傷者に対する救急救護等
- カ 指定避難所の管理に関する事項
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

#### 2 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

#### 3 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

### 第2 指定緊急避難場所の確保

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所（資料 54）については、村地域防災計画に掲載する。

## 2 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、各種の災害に対して安全が確保される施設又は場所で、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ火災の輻射熱に対して安全な空間となるものとする。

## 3 隣接市町村との相互提供

村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合など、必要に応じて隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供について協議しておく。

また、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

## 4 避難行動要支援者の移送

村は、安全性が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

# 第3 指定避難所の確保

## 1 指定避難所の指定

被災者を滞留させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造、設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が容易な場所にあるものを指定避難所として指定する。

主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

なお、指定した指定避難所（資料 54）については、村地域防災計画に掲載する。

## 2 学校を避難所とする場合の措置

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

## 3 隣接市町村との相互提供

村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合など、必要に応じて隣接市町村と指定避難所の相互提供について協議しておく。

指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

#### 4 生活環境の整備

指定避難所は、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

#### 5 施設・設備の整備

指定避難所には、備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

#### 6 災害情報の入手

テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

#### 7 地域完結型の備蓄

指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

#### 8 要配慮者対策

避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民等の協力の下、避難行動要支援者の状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、避難所となる公共施設等については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した整備を行うとともに、必要な物資の備蓄に努める。

医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

#### 9 安全空間の確保

公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

#### 10 避難所の運営

「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

#### 11 避難行動要支援者の移送

村は、安全性が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について

あらかじめ定めるよう努める。

#### 第4 住宅確保体制の整備

村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に公営住宅を提供する体制を整備する。また、必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地として選定する場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

## 第12節 孤立防止対策

本村の地形から災害による孤立地区の発生は否定できないため、他の災害予防計画と調整を図りながら、予防に万全を期す。

### <主な取組み>

- 1 孤立予想地域及び要配慮者等の把握
- 2 通信手段の確保
- 3 道路等の防災対策の推進
- 4 避難所の確保、備蓄の推進

#### 第1 孤立予想地域の把握

道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態把握に努める。

観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

#### 第2 通信手段の確保

防災行政無線、衛星携帯電話等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

また、アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

#### 第3 道路等の防災対策の推進

村道の災害予防対策を推進するとともに、県等の他機関の道路整備に協力する。

#### 第4 避難所の確保、備蓄の推進

孤立予想地域の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

また、孤立が予想される行政区単位での食料品等の備蓄の推進に配慮する。

#### 第5 自主防災組織の育成

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実を行う。

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

被災者及び災害応急対策従事者等に供給する応急用米穀(炊き出し等給食に必要な米穀)等を円滑に調達・供給するための計画とする。

### <主な取組み>

- 1 県及び関係機関・団体等と連携をとり、食料品等の円滑な調達・供給体制の整備を図る。
- 2 最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の非常用食料の備蓄を行う。

### 第1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき知事の要請により農林水産省から供給される。また、県は、県内外の米穀販売業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。村は、その他の生鮮食料品等についても、緊急時の調達体制の整備が必要である。

住民は、自助の観点から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄に努める。

### 第2 食料品等の供給計画

村は、備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。備蓄にあたっては、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具、食器類、調味料、要配慮者用ミルク等についても整備するよう努める。

## 第14節 給水計画

災害時においても、給水が実施できるように、災害に強い水道施設の整備を行い、災害の発生に備え、資器材の整備点検を行うものとする。

### <主な取組み>

- 1 飲料水等の備蓄調達体制の整備を図る。
- 2 飲料水等の供給体制を確立する。

### 第1 飲料水等の備蓄調達体制の整備

#### 1 水道施設の整備

災害時においても、給水が実施できるように、耐震性の向上を図り、老朽管の布設替えの促進、配水管のネット化、貯水施設の増量などライフライン施設災害予防計画に基づき白馬村水道事業等に、防災対策を要請する。

#### 2 生活用水等の確保

- (1) 村内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- (2) 貯水槽、プール等の管理者は特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくよう努める。

### 第2 飲料水等の供給計画

非常用給水施設、用具の整備を行う。

- (1) 給水車の整備及び民間の給水車(タンク)の応援体制の整備
- (2) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定
- (4) 給水タンク及び非常用給水袋などの整備

### 第3 家庭での飲料水等の確保

村民における飲料水等の備蓄の促進を図る。

- (1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄
- (2) 風呂の残り湯の活用による生活用水の確保
- (3) バケツ、ポリタンク等の給水用具の確保
- (4) 自家用井戸等について、その維持及び確保

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

被災者に対する被服、寝具等の生活必需品を円滑に調達・供給するための計画とする。

### <主な取組み>

- 1 県及び商工団体等の関係機関・団体と連携をとり、必要な物資の調達・供給体制の整備を図る。
- 2 生活必需品の備蓄を行う。

### 第1 災害時の主な生活必需品

#### 1 主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布等）
- (2) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (3) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器類（はし、茶わん、ほ乳瓶等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

#### 2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で調達できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備する。

### 第2 調達・供給体制の整備

- (1) 商工団体等の協力を得て、生活必需品の調達体制を整備する。
- (2) 行政区、ボランティア団体等の協力を得て、物資の供給体制の整備を図る。
- (3) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民による備蓄の促進を図る。

### 第3 生活必需品の備蓄

- (1) 毛布を平成38年までに、3,000枚を目標に避難所に備蓄する。
- (2) その他の生活必需品についても、計画的に備蓄する。
- (3) 村民における生活必需品の備蓄の促進を図る。

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

災害発生時においてその規模及び被害を軽減するため危険物等の保安対策を定める。

### <主な取組み>

- 1 保安管理体制の充実を図る。
- 2 保管場所の把握に努める。
- 3 防災のための教養訓練等自主保安体制の強化を図る。
- 4 危険箇所等の把握に努める。

### 第1 危険物施設災害予防計画

消防法で定める石油類等の危険物による災害を未然に防止し、災害発生後の被害を軽減するための計画とする。

#### 1 危険物施設の状況

本村にある危険物施設は、次のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

製造所等の区分	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	一般取扱所	小 計	
白馬村	2	43	5	372	0	22	6	450	31	20	51	501

### 2 予防対策

#### (1) 規制及び指導の強化

危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備となるよう設置者に対する指導を強化する。

既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況並びに貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況について、随時、立入り検査を実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(3) 施設、資機材等の整備

ア 危険物火災等に即応するために、化学消火薬剤等の設備、資機材等の備蓄の促進について危険物施設の管理者等へ指導を行う。

イ 危険物災害対策用設備、資機材等を確保するため、化学消火薬剤等の備蓄を図ると共に、化学消火薬剤等を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。

(4) 相互応援体制の確立

ア 村及び消防署は、万全の処理能力をもって危険物災害に対処するため必要な施設、設備、資機材等の相互応援体制の確立を図る。

(5) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

## 第2 その他の危険物施設等の災害予防計画

### 1 施設の状況

- (1) 火薬類製造施設等
- (2) 高圧ガス製造施設等
- (3) 毒物、劇物保管貯蔵施設
- (4) 放射性物質使用施設

### 2 予防対策

これらの施設に対する直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与える恐れがある。本村として、次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。
- (3) その他の事項は長野県地域防災計画に準ずる。

## 第17節 ライフライン施設災害予防計画

都市生活を維持する上で不可欠な電気、ガス、水道等のライフライン施設は、災害による被害を受けやすい。これらの施設の安全性確保や被害を受けた場合の応急対策は、各事業者においてそれぞれの防災業務計画等に基づき行われるものである。

村は、上下水道の災害予防計画を策定するとともに、各事業者に対し施設の防災性向上と発災後の早期復旧の方策検討を要請していくとともに、行政としても協力を行う。

### <主な取組み>

- 1 防災アセスメント等の調査研究資料の提供による早期復旧策検討への協力を行う。
- 2 事前の連携を密にして、災害時の連絡方法等について取り決める。
- 3 防災上重要な施設からの復旧について取り決める。

### 第1 上水道災害予防計画

- (1) 管路の耐震化、老朽管の敷設替及び耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 復旧用資機材の備蓄を行う。
- (4) 水道管路図等の整備を行う。

### 第2 下水道災害予防計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### 第3 その他ライフラインの災害予防対策

#### 1 行政面での協力

- (1) 本村の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。
- (2) ライフラインの応急敷設に便利な並木や緑地を計画的に設ける。
- (3) 災害時の情報伝達システムを構築する。

#### 2 事前の連携強化

次の事項について事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。

- (1) 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
- (2) 防災上重要な施設の優先復旧について

## 第18節 災害広報計画

災害時の村民の的確な防災行動と人身の安定を図るため、迅速かつ正確な広報を実施するための体制の確立を図る。

### <主な取組み>

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制の整備
- 2 円滑な広報活動のため、報道機関との連携強化

### 第1 被災者及び住民等への情報の提供体制

- (1) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属できる体制の整備を図る。
- (2) コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 災害情報共有システム（Lアラート）、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会等と体制の整備・確認を行う。
- (5) 日本電信電話㈱等の通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

### 第2 広報文の事前の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定して、わかりやすい広報文を作成する。

- (1) 災害の発生が予知又は予想される場合。
- (2) 災害が発生した場合。
- (3) 応急対策活動が実施された場合。

### 第3 報道機関への対応の検討

取材に対する対応による業務への支障、窓口が統一されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

災害発生時に速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

## 第19節 土砂災害等の災害予防計画

地すべり、山地災害、土石流及びがけ崩れ等の土砂災害を防止するため、県及び防災関係機関等と協力しながら総合的かつ長期的な対策を実施する。

### <主な取組み>

- 1 土砂災害等の危険箇所の周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や防災工事の推進、適切な警戒避難体制の整備を実施する。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

### 第1 地すべり防止対策

#### 1 防止対策

地すべり等防止法に基づき、県、防災関係機関等と協力しながら防止工事を早急に実施するよう努める。

#### 2 防災対策

防災関係機関等は地すべりの危険地域の実態把握に努めるとともに、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、村民と協力し、防災パトロール、排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

### 第2 山地災害危険地の災害防止対策

#### 1 防止対策

近年、山地に接近した宅地開発等により、山地災害の危険は増大している。このようなことから、昭和57年8月28日付け林野庁長官通達「山地災害危険地対策について」の主旨に沿い、山地災害危険地を森林法に基づく保安林に指定して保安施設事業を積極的に推進するとともに、危険地の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める。

#### 2 防災対策

当面の防災対策は、次のとおり。

- (1) 山地災害危険地の周知
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及
- (4) 山地災害に配慮した土地利用の誘導

### 第3 土石流防止対策

#### 1 防止対策

近年、山地災害と同様、都市化の進展や林業者の高齢化に伴う山林の荒廃により、土石流による災害の危険は増大している。

土石流危険渓流については、県によって砂防堰堤や流路工の整備、土石流危険渓流の標示等が計画的に実施されてきている。

今後も、県ではこれらの土石流危険渓流に対し、昭和57年8月10日付け建設省事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿い、砂防法に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を積極的かつ計画的に推進するとともに、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立等、災害の防止に努める計画である。

## 2 防災対策

県における当面の防災対策は次のとおりで、本村としても県に協力し予防対策に努める。

- (1) 土石流発生危険渓流の標示
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

## 第4 急傾斜地崩壊防止対策

### 1 防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険地域に指定して、その所有者、管理者等に対し必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指示することになっている。

なお、県の実施する防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難又は不適當と認められるものについて、平成5年度を初年度とする第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画により、防止・防災事業の推進を図っている。

### 2 防災対策

防災対策は、次のとおり。

- (1) 危険箇所の把握と周知
- (2) 防災パトロールや迅速かつ適切な避難勧告等の実施のための警戒避難体制の確立
- (3) 情報の収集、伝達、防災意識の普及

## 第5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等土砂災害危険個所対策

### 1 土砂災害警戒区域等の周知

村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

### 2 要配慮者利用施設の避難対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者が土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められている施設及び当該施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法は次のとおりとする。

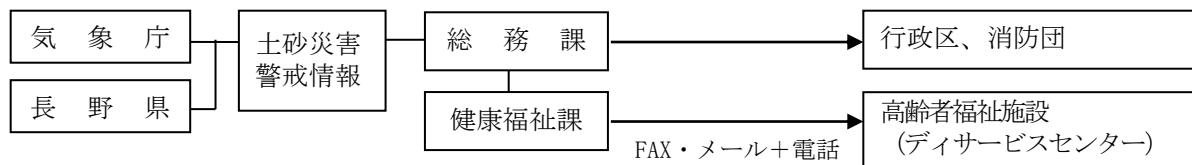
## 第2章 災害予防計画

### 第19節 土砂災害等の災害予防計画

#### 土砂災害警戒区域内にある防災上留意すべき施設

名称	所在地	TEL / FAX	施設種別
社会医療法人 城西医療財団 神城醫院・白馬メディア	白馬村大字神城 22844	TEL. 0261-75-7100 FAX. 0261-75-7120	介護老人保健施設
J A長野厚生連北アルプス あづみ病院白馬診療所	白馬村大字神城 21551	TEL. 0261-75-4123 FAX. 0261-75-4182	病院
特別養護老人ホーム白嶺	白馬村大字神城 22847-2	TEL. 0261-75-4010 FAX. 0261-75-4002	特別養護老人ホーム

#### 防災上留意すべき施設への伝達方法



## 第20節 防災都市計画

建物の不燃化の推進、延焼遮断帯や公園整備など防災空間の整備拡大により、都市施設の立地条件、その配置や構造上の問題に係る諸要素について防災化を図る。

### <主な取り組み>

- 1 第5次総合計画をはじめ、地震防災緊急事業5ヵ年計画等各種計画、施設整備事業に防災対策を取り込み、総合的な防災化の推進を図る。
- 2 防火・準防火地域、建築基準法第22条（屋根不燃区域）の指定を受けるなど、建築基準法等関係法令の適正な活用により、建物の不燃化の推進を図る。

### 第1 建物の不燃化の推進

現在の建物の構造上の安全性は、建築基準法等の関係法令により最低限の基準が定められている。

本村においては、都市計画による防火・準防火地域の指定に努め、今後、一層の建物の不燃化、耐震化の推進を図る。

#### 1 防火・準防火地域、建築基準法第22条（屋根不燃区域）

避難所等防災拠点を中心にその周辺から優先的に、防火・準防火地域、建築基準法第22条（屋根不燃区域）等の不燃化を進める。

都市計画の改定の際は、建築物の不燃化の推進について検討を加える。

なお、防災アセスメントを実施し、これによって延焼危険性が高いと判定された地域については、防火・準防火地域に指定することを検討する。

#### 2 住環境整備事業等の推進

都市計画法等に基づく市街地再開発事業、住環境整備事業等の事業計画を策定する。

### 第2 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

#### 1 延焼遮断帯の整備

「延焼遮断帯」とは、市街地の大火を防止するために配置された延焼を防ぐ効果のある道路、鉄道、河川、緑地、耐火建築物群などをいう。

今後も、次により計画的な整備を図る。

##### (1) 保全修復型延焼遮断帯の整備

現存する道路、河川、広域緑地等と不燃性樹木、不燃構造物等の組み合わせによって、延焼遮断効果を持たせるようにする。

##### (2) 計画・誘導型延焼遮断帯の整備

土地利用の調整、面整備、沿道の不燃化、地区計画等により延焼遮断帯を計画的に整

備する。

## 2 公園整備の推進

公園は、災害時の避難場所、仮設住宅用地、災害の緩衝帯等にもなるので、計画的に整備するとともに防災機能を持たせるように努める。

## 3 緑地・農地の保全

本村には広い農地があり、これらは災害緩衝機能をもつ空間である。また、農地や緑地は、火災の延焼防止効果を持つものであるから、良好な都市環境と災害危険の低減のため、計画的な土地行政により緑地・農地の保全を積極的に推進する。

## 4 防災緩衝帯（防災緑地網）の整備

延焼遮断帯のほか、市街地周辺の災害要因と市街地を画するため、次にあげる防災緩衝帯（防災緑地網）の整備に努める。

なお、防災緩衝帯の整備は、国土交通省の実施している防災緑地緩衝整備促進事業などを導入することができる。

- (1) 土砂災害（地すべり、斜面崩壊、土石流）対策の防災緩衝帯
- (2) 水害対策の防災緩衝帯

## 5 建築物の整備

都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

## 第3 土地区画整理事業等の推進

防災空間の確保、狭隘道路の解消、市街地の不燃化等を図る上で、土地区画整理事業及び市街地再開発事業は、有効な事業である。

今後も、積極的な事業計画により都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

## 第21節 道路及び橋梁災害予防計画

道路は避難路や緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、その機能を確保するための予防対策を講ずる。

### <主な取組み>

- 1 都市計画街路の整備促進を図る。
- 2 既存道路については、道路改良や法面保護等により防災対策を進める。

### 第1 道路及び橋梁の災害予防

#### 1 都市計画街路の整備

計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

#### 2 既存道路の対策

道路改良、法面保護等を計画的に行う。

橋梁についても、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等を計画的に行う。

緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路、または孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。

### 第2 農道・林道及び橋梁の災害予防

次により予防対策に努める。

- (1) 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。
- (2) 計画的な道路改良、永久橋への架け替え等を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

### 第3 関係団体との協力体制の整備

国、県の道路管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

### 第4 危険防止のための事前規制

気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、大町警察署、道路管理者等の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。

## 第22節 河川施設等災害予防計画

洪水等の災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川改修等の予防対策を進める。

### <主な取組み>

- 1 国・県と連携を図り、計画的な河川改修の実施を要望する。
- 2 大町建設事務所等の関係機関との協力を得て、危険箇所の把握に努める。
- 3 中小河川の整備を計画的に進める。
- 4 適正なダム・水門等管理を行い災害予防に努める。

### 第1 河川の改修予防

#### 1 県管理の一級・二級河川の河川改修

本村域にある県管理の一級河川は9河川である。これらの河川は大町建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められているが、より一層の河川改修等の実施を要望する。

#### 2 準用河川・普通河川の河川改修

村管理の準用河川は8河川である。これらの河川は流域の開発状況等をみながら、水害の危険度、経済的重要性を考慮し、計画的に河川改修を実施していく。

### 第2 流域治水対策

村内に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広がるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすようになってきている。

今後も、ゲリラ的集中豪雨の発生から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。

#### 1 水門等の管理体制整備

土地改良区等の管理団体と連携し、水門等の管理体制を整備するとともに、適正な管理による水害予防に努める。

#### 2 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制していくため、長期的視野に立った治水対策の検討を行う。

- (1) 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討
- (2) 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設指導

### 第3 関係団体との協力体制の整備

国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協

力体制の整備に努める。

## 第23節 ため池災害予防計画

洪水によるため池の災害は、ため池自体の被害のほかに、農業関係にとどまらず、公共施設、人家等にも及ぶため、適正な管理を行い災害予防に努める。

### <主な取組み>

- 1 定期的な点検を実施し、必要な施設の改修に努める。
- 2 地元区等の受益水利団体は、施設の適正な維持管理と日常的な点検に努め、異常がある場合は直ちに管理者に通報する。

### 第1 現状の把握

ため池ごとに破堤等の災害を受けた場合の影響を評価し、現状の把握に努めるとともに台帳の整備を行う。

必要に応じて、ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

### 第2 定期的な点検調査の実施等

堤体の沈下、クラック、漏水等の目視による監視のほか、必要に応じボーリング調査等により、異常の発見に努める。

また、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

### 第3 管理団体等の協力体制の整備

地元の管理団体と協力し、災害の予防措置等を取り決めておく。

## 第24節 農林水産物災害予防計画

複雑な地勢と気象条件、水質環境にある農林水産業は、絶えず災害におびやかされているが、これを未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。

### <主な取組み>

- 1 円滑な農林水産業者等への気象情報の伝達を実施する。
- 2 県及び農林漁業団体との連携を図り、気象条件に対応した技術指導に努める。
- 3 災害予防のための観測体制の構築、強化を図る。

### 第1 農水産物災害予防計画

- (1) 北アルプス農業改良普及センター、大北農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、気象情報の伝達、気象条件に対応した技術指導を行う。
- (2) 県は、農林産物を凍霜害から未然に防止するため、4月初旬から5月下旬までの毎日、長野地方气象台、日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)の協力により、テレビ、ラジオを利用して霜予報を行っている。

### 第2 林産物災害予防計画

適正な森林管理は保水機能の確保や山地災害の防止等防災機能を果たすため、県、大北森林組合等関係機関・団体等と連携し、健全な森林づくりを推進する。

## 第25節 二次災害の予防計画

災害発生時には、二次災害の危険性の有無について、迅速かつ適確に調査を行い、被害の拡大や社会不安の増大を防止するよう努める。

### <主な取組み>

- 1 危険地域の改良、改修及び危険物施設の保安体制の充実を図る。
- 2 危険地域や危険物施設等の現状把握に努める。

### 第1 建築物・宅地に係る二次災害予防対策

危険家屋の把握に努め、危険度判定を行う判定士等の協力を得て、建物の倒壊・宅地地盤の沈下等による二次災害の防止を図る。

### 第2 道路・橋梁等に係る二次災害予防対策

あらかじめ危険箇所や点検すべき箇所を把握し、県等の関係機関の協力を得て、落石、落橋等の二次災害の防止を図る。

### 第3 危険物施設等に係る二次災害予防対策

#### 1 予防対策

危険物等による二次災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と協力し、次の事項について施設の立入検査を随時実施し、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物施設等の位置、構造及び施設の維持管理状況
- (2) 危険物等の貯蔵、取扱状況
- (3) 危険物施設等の周辺環境整備状況

#### 2 施設、資機材の整備

危険物施設等の所有者、管理者は、二次災害に即応するための設備の整備、資機材等の備蓄を図るとともに、保安体制の強化に努めるよう指導する。

### 第4 河川施設に係る二次災害予防対策

県等の関係機関と協力し、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- (1) 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
- (2) 倒木の流失による二次災害の防止

### 第5 山間地等における二次災害予防対策

県等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努める体制を整える。

- (1) 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- (2) 溪流における土石流や火山噴出物の堆積による泥流の防止
- (3) 倒木の流失による二次災害の防止

## 第26節 防災知識普及計画

災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### <主な取組み>

- 1 住民に対する実践的な防災知識の普及・啓発
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及
- 3 学校における実践的な防災教育
- 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚
- 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### 第1 住民等に対する防災知識の普及・啓発

#### 1 村民への啓発活動

村民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

- ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の過程での予防・安全対策
- ウ 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
- エ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- オ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- カ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- キ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- ク 災害時にとるべき行動に関する知識
- ケ 正確な情報入手の方法
- コ 要配慮者に対する配慮
- サ 男女のニーズの違いに対する配慮
- シ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ス 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- セ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識
- ソ 避難生活に関する知識

- タ 平常時から住民が実施し得る備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- チ 被害想定区域外に被害が及ぶ可能性があること等

## 2 住民への情報提供

防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

マップの作成にあたっては、日本工業規格に基づく絵記号を利用したわかりやすい避難場所等の表示を行うとともに、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示する。

これらの資料の配布にあたっては、これらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。また、自主防災組織が防災マップや地区別防災カルテを作成する際に協力、指導を行う。

## 第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル等不特定多数の者が利用する防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

## 第3 学校における防災教育の推進

### 1 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

### 2 児童・生徒への指導

児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮

## 第4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚

村は、各種の防災訓練、教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 自然災害が発生した場合に職員等が果たすべき役割

- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

## 第5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像などを含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

## 第27節 防災訓練計画

災害時における防災活動の円滑な実施を期するために、防災関係機関の連携、相互連絡協調体制及び地域住民が連携した協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練と各個別訓練を積極的かつ継続的に実施し、災害発生時に即応できる体制を確立するとともに、防災思想、防災知識の普及を図り防災体制の万全を期する計画とする。

### <主な取組み>

- 1 防災訓練を年1回以上実施し、防災思想、防災知識の普及を図る。
- 2 総合防災訓練、自主防災組織による訓練等を毎年「防災の日」に実施する。
- 3 隣接市町村と協力し、広域総合防災訓練を実施し相互応援協力体制の確立を図る。

### 第1 本村の実施する防災訓練

#### 1 訓練の方針

本村の防災訓練は、災害時における消防活動、水防活動、救急救助活動、通信連絡、避難誘導等の応急対策の効果的方策を検討し、防災関係機関合同により、具体的計画をもとに実践的な防災訓練を実施する。特に、村民、事業所、各種学校等に参加を求め、災害時における初期消火、避難、応急手当など身をもって体験できるように努める。

防災訓練の方針は、次のとおりである。

- (1) 災害情報の伝達及び広報体制の確立
- (2) 洪水の際の行動と処理の徹底
- (3) 家庭における非常用物資の備蓄啓蒙
- (4) 防災組織による実戦活動の推進及び指導
- (5) 企業の自助自立の精神に基づく訓練の実施と防災体制の強化
- (6) 本村及び防災関係機関の連携活動の強化
- (7) 県及び他市町村との広域協力体制の強化
- (8) 国、指定地方行政機関、公共機関等の協力体制の強化

#### 2 訓練項目

- (1) 予知対応型訓練
  - ア 事前広報訓練
  - イ 情報収集・伝達訓練
  - ウ 非常招集訓練
  - エ 災害対策本部設置訓練
  - オ 警備訓練
- (2) 発災対応型訓練
  - ア 災害対策設置訓練
  - イ 情報受伝達訓練

- ウ 避難誘導訓練
- エ 火災出動訓練
- オ 住民の防災組織活動訓練（初期消火、応急救護等）
- カ 救援、救護訓練（給食、給水、避難所開設等）
- キ 生活関連施設の応急、復旧訓練（電力、通信、水道、仮設住宅等）
- ク 救出救助活動訓練

### 3 防災訓練実施上の注意事項

- (1) 訓練実施場所は、平坦で障害物がないところを選定する。
- (2) 訓練参加者の服装及び履物については、訓練にふさわしいものを着用する。
- (3) 資器材を使用する訓練にあつては、十分な点検整備を行い、点検不備による事故発生を防止する。
- (4) 正しい技術等を習得するため、消防機関の指導を受ける。
- (5) 消防訓練等身体を動かす場合には、事前に十分な準備運動をする。
- (6) 被害の想定を明らかにした訓練計画を作成する。なおマンネリ化を防止するため、多様なケースを想定し実施時間の工夫や災害時援護者対策を取り入れるものとする。

### 4 事後評価

訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

## 第2 県の防災訓練との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県の分担と村の分担を互いに調整し、連携して訓練を行う。

## 第3 自主防災組織の実施する防災訓練

自主防災組織の訓練計画により実施する。

## 第28節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備するとともに、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。

### <主な取組み>

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を検討し整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制を整備する。

### 第1 災害廃棄物の発生への対応

#### 1 広域処理体制等の充実

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地など広域処理体制の充実に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

また、迅速な災害廃棄物の処理を行うため民間事業者との間に協定締結等を行い、連携を進める。

#### 2 災害廃棄物処理計画の作成

仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

### 第2 データの保存とバックアップ

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

保存すべきデータには、概ね次のようなものがある。

- ア 所管施設の設計図、構造図等
- イ 公図等の写し、地籍、建築物等の情報及び測量図面等
- ウ 戸籍、住民基本台帳、税等、住民情報等のデータ

### 第3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備

#### 1 災害復旧用資材の備蓄

災害発生後の復興のため、現在、農林水産省（林野庁）は国有林材（素材）50,000 m<sup>3</sup>を災害復旧用として備蓄しており、長野営林局管内においては5,000 m<sup>3</sup>を備蓄してい

## 第2章 災害予防計画

### 第28節 災害復旧・復興への備え

る。

#### 2 供給体制の整備

県とともに供給体制の整備に努める。

#### 第4 罹災証明書の発行体制の整備

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 第29節 自主防災組織の育成に関する計画

大規模な災害の場合、村及び防災関係機関のみでの対応は不可能である。このため、被害を最小限に食い止めるには、地域住民の自主的かつ組織的な防災活動が必要である。

したがって、その地域の実状に応じた自主防災組織を育成し、災害に備える。

### <主な取組み>

- 1 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 2 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 3 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

### 第1 自主防災組織の育成

村は、自主防災組織が未結成の行政区に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

### 第2 活動環境の整備

#### 1 防災資機材の備蓄

組織された自主防災組織の強化のため、防災資機材の購入に対しての補助制度の創設を検討する。

#### 2 活動に対する補助

自主防災組織における訓練の実施、講習会の開催等活動に対する経費についても、組織の活性化のため、補助制度の検討を行う。

#### 3 活動の場の整備

自主防災組織が活動の場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

### 第3 組織の活性化

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し組織の活性化を図る。

### 第4 各防災組織相互の協調

自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。また、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第30節 企業防災に関する計画

災害時において、企業は、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる役割を果たすことが求められている。

### <主な取組み>

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練の実施及び地域の防災力の向上に努める。

### 第1 村が実施する計画

- (1) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### 第2 事業者が実施する計画

- (1) 事業者は、災害時の企業の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力する。
- (4) 企業は、組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (5) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

## 第31節 ボランティア活動の環境整備

地震等の災害による被害の状況や規模によっては、村及び防災関係機関の職員だけではその応急対策に対応できないことも予想される。このため、市町村間の災害時応援協定の締結も行われているが、発災直後のマンパワーによる応急対策は、ボランティアに依存する部分も多い。

よって、平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時の迅速かつ円滑なボランティア活動を実施するための、環境や体制の整備を行う。

### <主な取組み>

- 1 白馬村社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動の環境整備を進める。
- 2 ボランティア受入体制の整備を行う。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を行う。

### 第1 ボランティア活動の現状

本村に於けるボランティア活動の現状は、白馬村ボランティア連絡協議会が中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。

平成28年4月1日現在の同協議会への登録状況は、54団体、682名、個人63名で、総数は745名である。なお、連合会等の組織は現在ない。

### 第2 活動拠点

ボランティアセンターは白馬村社会福祉協議会にあり、活動を行っている。災害時もこの施設を活動拠点とし受入体制等の整備を図る。

白馬村社会福祉協議会の概要

所在地	白馬村大字北城 7025 番地
T E L	0261(72)5000 (代表) 内 3101
建物	白馬村保健福祉ふれあいセンター内

### 第3 防災ボランティアの事前登録等

白馬村社会福祉協議会の協力を得て、防災ボランティアの育成及び事前登録を行う。

### 第4 ボランティア団体間の連携

村及び県は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める

### 第5 ボランティアコーディネーターの養成

村、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネ

## 第2章 災害予防計画

### 第31節 ボランティア活動の環境整備

ネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

## 第32節 防災対策に関する財政措置計画

本村は、基礎的地方公共団体として、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

### <主な取組み>

- 1 地域防災計画に基づく防災対策の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害対策基金の積立てについて検討を行う。

### 第1 財政措置

本村は、地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置を実施するよう努める。財政措置としては、おおむね次のとおりとする。

#### 1 災害予防

- (1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに、防火水槽等の防災施設の整備については、平常業務として予算化されているが、更に予防措置の徹底を期するため、可能な限り必要な財政措置に努める。
- (2) 災害に備える資材及び器材の備蓄に関しては、平年ある程度の予算化を行い、実施してきたが、今後、更にこれを推進するため、必要な財政措置に努める。
- (3) 防災訓練及び防災知識の普及等に要する経費については、年度計画に基づき当初予算に計上すべきであるが、必要に応じて補正等による財政措置を行う。
- (4) 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等については、予算化が行われてきたが、今後とも、その他防災関連施設・機器の整備を含め、一層の整備を図るための財政措置に努める。

#### 2 災害応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、小規模被害については既決予算及び予備費の充用等により暫定措置を行うものとし、大規模な被害については臨時村議会を招集し必要な財政措置を行う。

#### 3 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらず、その後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとし、災害復旧に要する財政措置は、次により行う。

- (1) 諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、確固とした災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定する。
- (2) 国庫補助・負担、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請する。
- (3) 補助金・負担金及び起債の対象事業は、その特定財源決定後に財政措置を行い、工

## 第2章 災害予防計画

### 第32節 防災対策に関する財政措置計画

事に着手するのであるが、緊急に災害復旧を必要とする場合は、特定財源の決定前に着手する場合もあるので、関係機関と充分協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行い、歳入欠陥のないよう留意する。

(4) 村単独事業については、災害復旧方法等を充分審議し、効率的な災害復旧計画を樹立し、財政負担の軽減に努める。

(5) 災害復旧に要する予算措置は、災害応急対策と同様、原則として次期又は臨時村議会を招集し、予算措置を行う。

## 第2 白馬村財政調整基金

### 白馬村財政調整基金

名 称	目 的	使 途
白馬村財政調整基金	村財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 緊急に実施することが必要となった建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費 3 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費

## 第33節 観光地の予防計画

観光地の災害対策については、地理に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での支援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### <主な取組み>

- 1 村、県、関係機関及び観光施設の管理者は、相互の連携により災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備等により防災の環境づくりに努める。
- 3 災害発生後に観光地として早期に復旧・復興するための観光の復興計画を策定する。

### 第1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 災害発生時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (3) 起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備を整備するとともに、避難訓練を行う。

### 第2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- (2) 県、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を図る。
- (3) 観光案内窓口における、災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。

### 第3 観光の復興計画

- (1) 被災状況の正確な情報発信に努める。
- (2) 観光地としての事業継続計画（BCP）を策定する。

## 第34節 風水害対策に関する調査研究

台風、集中豪雨等の風水害は、日本各地で毎年のように被害をもたらしており、ときには、土砂災害を伴って大きな被害をもたらしている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口の集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害の要因は一層多様化しており、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策に関する調査研究の実施を図る。

### <主な取組み>

- 1 防災アセスメントを実施する。
- 2 防災に関する刊行物及び情報等の収集・整理に努める。
- 3 消防対策に関する調査を実施する。

### 第1 防災アセスメントの実施と地域防災カルテの作成

災害の危険性を地域の実情にあわせ的確に把握するため、防災アセスメントをできるだけ速やかに実施するよう努める。また、防災アセスメントの成果をもとに防災マップ、地域防災カルテ等も作成する。

### 第2 防災に関する刊行物及び情報等の収集・整理

防災に関する学術刊行物等については、随時、収集整理に努める。また、科学技術は日々進歩し、特に、今日の情報通信分野での進歩はめざましいものがある。これらの技術の防災行政への活用の検討を進める

- 1 住民情報とリンクさせたGIS（地図情報システム）の導入
- 2 防災面でのマルチメディアの活用

### 第3 消防対策に関する調査

消防機関が震災風水害等の災害時において、迅速、的確な防災活動、避難救助及び救急に関する行動（以下単に「防災活動」という。）を容易ならしめるために次により調査し、これを精通するとともに、その保全を期するものとする。

### 第4 観測体制の整備等

国、県等が行う観測施設の設置等に協力し、長野地方気象台等の関係機関が発表するデータと総合調整した観測体制を検討する。

## 第35節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

村内の一定の地域内に居住する者及び当該地区に事業所を有する事業者が、「自助」「互助」の精神に基づき、村と連携して、地区における防災活動を担う等、平時から住民の防災意識向上を図り、地域コミュニケーションを踏まえた自発的な防災活動を促進する。

地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

### <主な取組み>

住民等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力の向上に努める。

#### 第1 村が実施する計画

村内の一定の地域内に居住する者及び当該地区に事業所を有する事業者から、地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の防災活動に関する計画の提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を位置づける。

また、地区居住者等の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

#### 第2 住民及び事業者が実施する計画

村内の一定の地域内に居住する者及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して具体的な防災活動を行う。